原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、改造証明書(裏面)を記載の上、必要書類を添付して、登録申請をしていただく必要があります。

※　現在、標識（ナンバープレート）がついている場合には、一度、標識を返納（廃車）してから、改造登録してください。
※　譲渡など、車両がご自分の名義で無い場合には、以下の書類のほかに、譲渡証明書などの書類も必要になります。

改造登録に必要な書類

1.　専門業者に頼んだ場合

- 軽自動車税申告書兼標識交付申請書
- 業者の作成した改造証明書

（記載内容は、世田谷区の「原動機付自転車改造証明書」と同程度の内容を記入してください。）

2.　自分で改造した場合

- 軽自動車税申告書兼標識交付申請書
- 原動機付自転車改造証明書(裏面)

【重要】改造の方法により、以下の書類も必要となります。

(ア)別のエンジンに載せ替えた場合
- エンジンの購入領収書(もらった場合には、譲渡証明書)
- エンジン番号の石擦り

(イ)改造(ボアアップ)キットを取り付けた場合
- 改造キットの取扱説明書
- 改造キットの購入領収書

(ウ)エンジン内部をボーリングした場合
- 変更したピストンの購入領収書
- 排気量の計算式

(エ)そのほかの改造
- 世田谷区役所までお問合せください。

※　改造のための部品等をインターネットで購入したため領収書がない場合には、代金の支払いを確認したWEB上の画面をプリントアウトしたものでも可とします。ただし、購入した相手方の氏名及び購入した部品の商品名・規格等が記載されている場合に限ります。

3.　注意点

本来、原動機付自転車は、オートバイメーカーが、安全性・耐久性などのあらゆる面から、試験等を繰り返し、車両の生産を行っています。本来よりも大きなパワーが出るなどの改造を行うと制動力・安全性の面で、車体の性能が不足していることが考えられます。

また、区役所では、原動機付自転車の排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しており、改造した車両が、「道路運送車両法の保安基準等を満たしている」ということで発行しているわけではありません。

改造しても、「１人乗り」が「２人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては、改造前と変わらないということをご理解の上、改造などを行ってください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安基準などが該当車両種別のものになります。必要免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となりますので注意してください。

問合せ先　　世田谷区課税課管理係
03-5432-2163

平成　　年　　月　　日

原動機付自転車改造証明書

世田谷区長あて

標識番号		車台番号	
車名・形式		型式認定番号	

上記の原動機付自転車について、下記のとおり改造したことを証明します。

納税義務者　　住　所 ....

氏　名 ....㊞

1．排気量の変更を行った。

項目	変更前	変更後
原動機の番号		
内径×行程		
総排気量		
変更事由及び作業内容		
使用した部品の商品名と型番		

2．その他、車両種別の変更となる改造を行った。(具体的な作業内容を記入)

....

....

....

....

整備士免許をお持ちの方が改造作業を行った場合には、以下の部分も記入してください。

所在地 氏名 代表者 電話番号		㊞
整備士	氏名	
	整備士番号	第　　　号

車台番号石ずり貼付欄

原動機番号石ずり貼付欄